

vol. 2244

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



## 今号の掲載内容 (掲載順)

- 地公労2021年度当初予算総務部長交渉 1月18日(月) 13:30~ 県庁本館人事課分室
- 地公労2021年度当初予算知事交渉 1月26日(火) 13:30~ 県庁本館人事課分室
- 第6回支部・単組・専門部代表者会議 2月12日(金) 18:00~ 教育会館101研修室
- 教職員共済

## 地公労 2021年度当初予算交渉 子の看護休暇 中学生まで対象に

総務部長交渉 1月18日(月) / 知事交渉 1月26日(火) 県庁本館 人事課分室

大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労:議長・岡部勝也県教組委員長)は、2021年当初予算交渉を行いました。交渉団から厳しい職場実態や生活実態を訴えながらの粘り強い交渉で、今回は、子の看護休暇について対象となる子を、これまで中学校就学前としていたのを義務教育終了前に改めることを勝ち取ることができました。これは長年私たちが求めてきたものであり、大きな前進です。

\*\*\*\*\*

### ◎総務部長交渉: 1月18日(月) 高教組17人

冒頭、岡部議長から「今年は様々な改善が期待される年であったはずだが、一時金減額・月例給据え置きといった厳しい現状となった。11月の交渉で残された課題については今交渉で議論するという事で本日を迎えた。建設的な議論を行い、また私たちの意見をしっかりと聞いてほしい」と述べ、これに対し、和田部長は「今年も誠意を持って対応する。」と応じ、以下のような回答ならびに補足説明と検討結果を述べました。

#### 1月18日回答(冒頭)

- 1 給与改定財源の予算計上については、地方財政計画に沿った措置を取りたい。ただし、予算計上していなくても、給与改定財源については、人事委員会の勧告が行われ、皆さん方との話し合いで決まれば、これまでどおりその確保について最大限の努力をしていきたい。
- 2 職員の健康管理については、引き続き努力したい。

○給与改定に伴う給与改定財源の予算計上については、従来から国の地方財政計画に沿って措置しているが、令和3年度は国の地方財政計画では給与改善費を計上していないので、本県においても同様に対応したい。なお、予算計上はしてなくても、皆さん方との話し合いの結果、給与改定を行うことになれば、これまでどおり、その財源確保に最大限努力したい。

○これまで、知事部局では「健康サポートセンター」を、教育委員会では「教職員健康支援センター」を設置するなど、教育委員会とも協力しながら、職員が安心して仕事が

できる職場環境づくりに努めてきた。今後とも、皆さん方が安心して職務に精励できるように、職員の健康管理にはできる限り配慮したい。

#### 《口頭見解》

○教育委員会では、学校現場における教職員の負担軽減のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門スタッフの配置に加え、平成30年度から、学習プリントの印刷・配付や授業準備の補助等を行う「スクール・サポート・スタッフ」や、部活動に地域人材を活用する「部活動指導員」の配置を行っているところである。また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校現場の負担軽減策として、昨年の7月補正予算において、学習面で学級担任のサポート等に従事するための「学習指導員」や、消毒等の感染症対策などの補助業務に従事するための「スクール・サポート・スタッフ」を配置するための予算を確保したところである。そのような中、教育委員

会からは、教職員のさらなる負担軽減に向け、

- ①新型コロナウイルス感染症対策にかかる「学習指導員」及び「スクール・サポート・スタッフ」の継続配置
- ②専門スタッフとしての「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置強化に加え、「登校支援員」の新規配置
- ③教員のICT活用を支援するためのスタッフ（ICT教育支援アドバイザー及びICT専門員）配置
- ④産育休代替臨時講師の早期配置についての県立学校教諭及び養護教諭への拡充
- ⑤部活動の負担軽減に向けた、総合型地域スポーツクラブへの移行などにかかる調査研究及び県立学校の「部活動指導員」の配置枠拡大

といった内容の要求が出されている。

これまでのとおり、知事部局としても、教育委員会任せにすることなく、県庁全体の問題として捉え、できる限りの支援をしていきたいと考えており、これらの予算要求について、予算査定の中で実現に向けて努力していきたい。

○新型コロナウイルス感染症への防疫作業に従事する職員にかかる伝染病防疫作業手当の特例について、先の任命権者交渉において、人事課長からは、「新型コロナウイルス感染症への防疫作業に従事する職員にかかる伝染病防疫作業手当の特例については、国における制度趣旨を踏まえたうえで支給対象範囲を慎重に検討する必要がある、また、手当の対象職員が知事部局だけでなく教育委員会にも及ぶことから、他県状況を調査したうえで、地公労交渉において考え方を示しできるように努力したい。」と申し上げたことについても報告を受けているので、本日まで、他県状況等を調査しながら検討を行ってきた結果、一定程度の県において、保健師等が対面での疫学調査等を行った場合についても伝染病防疫作業手当の特例を適用している例があったものの、単なる他県均衡だけでなく、国における特例の趣旨や、手当制度全体のバランスを考えると、やはり疫学調査や検体採取といった業務に対して特例を適用することは非常に困難であるが、後ほど、要求項目の中で、改めて皆さんのご意見を伺ったうえで考えを示したいと考えている。

その他休暇の改善等については、これまで皆さん方と話し合いをし、改善してきた結果、いずれも国や各県と比較して遜色ないものとなっているので、現行の取扱いでお願いしたい。

<主な協議事項>

- 客観的な勤務時間の把握がされているが、その中には不適切なデータが含まれているのは確かである。業務が減らなければ状況は変わらない。
- 「一年単位の変形労働時間制」の適用が来年度から可能になるが、勤務間インターバルの概念を忘れないような配慮が必要になる。
- 超過勤務の時間を正確に把握するために、始業前の時間についても集計結果の中に入れるような扱いにするべきである。
- タイムカードにより自分の働き方の状況を振り返ることができるようになった。データから見ると残業時間は減っているが、その分持ち帰り仕事が増加している。学

校内を見ても、業務の見直しがうまくいっていないのではないかと感じるところがある。

- 部活動のあり方の抜本的な見直しを。
- ICT支援員の充実した配置を。
- 少人数学級が小学校のみならず中学・高校と広がっていくような働きかけも願っている。生徒数が減ることにより教員の定数が減ることのないような配慮も願っていたい。
- 第3次特別支援教育推進計画が進行しているが、子どもたちの安心・安全のために教員の定数を減らすことのないような配慮を。
- 育児短時間勤務制度は素晴らしい制度であるが、代替が見つからないために取得できないケースが多くある。例えば再任用のハーフタイムをあてるなどといった工夫をして、安心してこの制度を利用できる雰囲気を作ってほしい。
- 「子育て満足度日本一」をめざすのであれば、子の看護休暇の拡充を他の自治体に先んじてでも行うべきではないか。
- 長年訴え続けている家族の看護休暇の新設を改めて願っている。採用している自治体はまだ少数派ではあるが、これが導入されると様々な課題が解決する。

\*\*\*\*\*  
15分の検討休憩ののち、部長から以下のような回答ならびに検討結果が示されました。

1月18日回答（最終）

前回の回答に、次のとおり追加する。  
 新型コロナウイルス感染症への防疫作業に従事する職員にかかる伝染病防疫作業手当の特例については、支給対象となる防疫作業を拡大する方向で検討したい。なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

《総務部長補足説明》

○新型コロナウイルス感染症への防疫作業に従事する職員にかかる伝染病防疫作業手当の特例について、国の制度趣旨や手当制度全体のバランスを考えると、国の適用範囲以上に対象業務を拡大することに対しては、非常に慎重とならざるを得ないところであるが、他県でも一定程度対面での疫学調査や検体採取に対して特例を適用している例があることに加え、現在でも新規感染者の発生に伴う対応を求められていることを踏まえて検討を行った結果、回答のとおり、支給対象業務を拡大する方向で検討したい。なお、追加する業務としては、現在、原則（日額290円）の対象となっている業務を考えており、また、適用時期についても一定程度の遡及を考えているが、詳細については、別途事務的に協議したい。

《検討結果》

○「子の看護休暇の対象となる子の年齢」について、本県の休暇制度は、国や他県に比べて有利な制度となっており、現行どおりの取扱いでお願いしたいと考えているが、皆さん方の主張については、上司に伝えたいと考えている。  
 ○教職員の負担軽減を推進するための教育委員会からの予算要求については、改めて本日の交渉での皆さん方の思いをしっかりと受け止めたうえで、今後の予算査定作業に臨

んでいきたいと考えている。

○皆さん方の心身の健康管理については、十分配慮していかなければならないと考えている。本日の交渉の中で、学校現場における職員のメンタルヘルス対策の充実について、特に指摘があったので、皆さん方の主張については、上司に伝えたいと考えている。

○本日の交渉において、「勤務時間の適正把握に止まらず、業務量の削減や人員増など真に実効性のある取組を進めてもらいたい」との主張をはじめ、健康に影響を及ぼしかねない様々な現場実態の話があった。知事部局、教育委員会ともに、長時間労働の是正は待たなしの状況であることは認識しているし、交渉の中でも申し上げたとおり、皆さん方に改善を実感してもらえよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていきたいと考えている。また、本日の議論の経過については、教育委員会にも伝えていきたいと考えている。

最後に岡部議長は「上司に伝える内容はしっかり伝えてもらい、26日の交渉では、副知事には冒頭から最大限の回答をお願いします」と述べ、15時40分に総務部長交渉を終了し、議論は1月26日の知事交渉に送られました。

\*\*\*\*\*

#### ◎知事交渉：1月26日（火）高教組16人

1月18日に実施した地公労総務部長交渉を受け、広瀬知事の全権委任を受けた尾野副知事から、当局側の検討結果を踏まえ、右下のとおり文書回答が示され、以下のような補足説明がありました。

##### 1月26日回答

前回までの回答に次のとおり追加する。

子の看護休暇については、令和3年4月1日から、対象となる子を義務教育終了までの子に改めたい。

○子の看護休暇については、現行、対象となる子を「中学校就学前までの子」（小学生まで）としているが、先の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討した結果、回答のとおり、令和3年4月1日から、「義務教育終了までの子」（中学生まで）に改めたいというものである。

##### 《副知事口頭見解》

○「長時間勤務の縮減」等の現場実態に基づく課題については、先の総務部長交渉において、皆さん方から「朝の超勤や持ち帰り残業などの超勤実態についてもしっかり把握

してもらいたい」、

「学校現場における業務の見直しについては、現場任せにせず、教育委員会が積極的に取り組んでもらいたい」など多くの主張があったことについて詳細に報告を受けているところであり、交渉の中で総務部長が申し上げたとおり、当局として、引き続き努力していきたいと考えている。

○また、教育委員会からの予算要求については、総務部長から報告を受けているが、私としても、「チーム学校」としてのサポート体制強化に向け、「学習指導員」、「スクールサポート・スタッフ」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」、「登校支援員」の配置を充実・強化し、学校現場の皆さんの負担軽減につながるよう、今後の予算査定作業で後押ししていきたいと考えている。

同時に、教員のメンタルヘルス対策の強化についても指摘があったとのことだったので、こころのコンシェルジュの配置に係る予算について、教育委員会からの要求額（11名）にさらに1名分を上乗せした形で予算が確保できるよう努力したいと考えている。

○今後とも、勤務時間の適正な把握に一層努めるとともに、管理職に対しては、職員とのコミュニケーションをしっかりとることで、勤務実態の把握や組織マネジメントにつなげるよう、機会を捉えて強く指導するなどの取組を行い、現場の皆様が目に見える形で時間外勤務縮減の成果を示せるよう努力していきたいと考えているし、教育委員会に対しても、県庁全体の問題として捉え、できる支援をしていきたいと考えている。

最後に岡部議長が、「様々な検討を重ね、実態の改善に努力していきたいという副知事の言葉もいただいた。来年度もしっかりと対応をお願いしたい」と述べ、13時40分に妥結しました。

冒頭あいさつを行う尾野副知事

## 年度末闘争に向けて

# 第6回支部・単組・専門部代表者会議を開催

2月12日（金） 教育会館

2月12日（金）に年度末闘争にむけ意思統一を図るため、18時から第6回支部・単組・専門部代表者会議を実施しました。組織強化・拡大のとりくみ、年度末人事に関するこれまでのとりくみの報告と今後の日程、次年度の支部・単組・専門部の役員体制の早期確立等について、窪田書記長から提案を行いました。人事については、異動サイクルが早く学校業務・文化の継承が難しいことへの懸念等の意見がありました。組織強化については、年度末人事から

むところでの丁寧な対応の必要であること、各級役員や組合員の少ない分会員に過度な負担とならないとりくみの整理と役割分担・協力体制の再構築が必要であることなどの意見がありました。それに対して本部から見解を示した後、最後は大野委員長から、代表者のこれまでのとりくみへの感謝と年度末闘争にむけた団結のことばで会を締めくくりました。

あんしん むすぶ  
教職員共済

ケガ・事故・賠償

# レスキューズリー

交通災害共済

2021年4月より、大分県でも  
「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

いわゆる『**自転車条例**』が施行されます!!

これにより自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます。

おしえてレスキューズリー①

「**家族の賠償事故も補償されるってホント?**」



**はい。ご家族を含む日常生活の損害賠償責任を最高1億円まで補償します!**

個人賠償

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

示談交渉サービスをご利用いただけます▶

ご家族全員の賠償事故が対象!  
ご家族とは、契約者または配偶者と同居の親族・別居の未婚の子等を含みます。

自転車事故などの  
高額賠償にも対応!

教職員共済のレスキューズリーは、全国の自治体で加入義務化が進む、いわゆる「自転車保険」としてもご利用いただけます。



おしえてレスキューズリー②

「**校舎内の階段・廊下でのケガは補償が手厚いってホント?**」



**はい。一般傷害よりも手厚い交通災害として補償します!**

交通災害

交通機関によって生じた事故や、校舎内の階段・廊下でケガをした場合に補償します。

たとえば、ケガにより通院した場合…  
『個人型・安心コース(5口)』の補償額

通院	一般傷害なら	交通災害なら
	1日あたり <b>1,000円</b> (損保補償)	1日あたり <b>5,000円</b> (内1,000円は損保補償)

注目

※90日を限度としてお支払いします。

おしえてレスキューズリー③

「**料理中のヤケドでも補償されるってホント?**」



**はい。日常で起こるほとんどすべてのケガを補償します!**

一般傷害

スポーツ中のケガや、料理中のヤケドなど日常生活で起こるほとんどすべてのケガを補償します。

地震、噴火  
またはこれらによる  
津波でのケガも補償!

蜂に刺されて  
通院等をした場合も  
補償の対象です!



※レスキューズリー(交通災害共済)は教職員共済の「交通災害共済」と損害保険会社の「傷害総合保険」を組み合わせたものです。承19-企-13(1907) SJNK19-04209(2019.07.19)  
※この広告はレスキューズリーの概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

資料請求・  
お問い合わせは

厚生労働省認可  
教職員共済生活協同組合 大分県事業所  
TEL (097) 556-4300

スマホから資料請求 ▶  
PCサイトから資料請求 ▼  
教職員共済 検索

